

第 134 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

味の素株式会社

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制につき、取締役会において下記のとおり決議しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・従業員等に対して、教育・研修の充実およびマニュアルの配布等を通じて、法令および味の素グループ行動規範の遵守を徹底する。法令および行動規範の遵守徹底のための、教育・研修等の実施、遵守状況の確認、法令違反等の問題点の洗出し、是正措置、改善策の策定・実施は、全社的課題は最高経営責任者または最高経営責任者が指名する取締役たる役付執行役員を委員長とする企業行動委員会が、個別的課題は社内規程に基づき、担当執行役員の指揮監督下で総務・リスク管理部、法務部等の各業務運営組織が分担して行う。
- (2) 企業行動委員会の委員および事務局は、定期的に行動規範職場検討会に出席し、直接従業員から問題提起を受け、要望事項を聞く等により、法令および行動規範の遵守状況を点検し、問題点の洗出しを行う。
- (3) 公益通報者保護法への対応として、企業行動委員会の事務局が通報窓口となり、受け付けた通報に速やかに対応する。法令違反等の事実が判明した場合には、担当する業務運営組織において是正措置および再発防止策等を策定し、実施する。
- (4) 監査部は、内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施する。監査部長は、取締役社長に監査報告書を提出し、その写しを常勤監査役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認する。また財務報告の信頼性を確保するため、監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の評価を実施し、その結果を取締役社長、経営会議、取締役会および監査役会に報告するとともに、評価対象の組織等に通知し、不備がある場合はその是正を指示する。
- (5) 監査役を設置し、社外監査役3名を含め、5名の監査役により監査を行う。取締役は、監査役の補助スタッフの充実、その独立性の確保および監査部・各業務運営組織との連携の促進等、監査役監査の実効性の確保に留意する。
- (6) 取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行にかかる意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任する。また取締役・執行役員等の指名・報酬の決定にかかる透明性と客観性を高めるため、社外取締役を含めた取締役数名で構成される諮問委員会を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書、各種会議の議事録等の文書および電磁的記録は、法令および定款、社則、稟議規程、文書管理規程その他の社内規程に従い保存し、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する規程として、稟議規程、リスクマネジメント委員会規程、投融资・事業審査委員会規程、品質保証規程、環境規程、情報取扱規程、防災安全管理規程、財務取引に関する規程等を整備し、各規程を適切に運用する。
- (2) 重要な投資案件および不採算事業の再生または不採算事業からの撤退等の重要事項は、経営会議における審議に資するため、投融资・事業審査委員会において多面的に審議し、投資の必要性、課題、リスクの洗出し等を行う。
- (3) 当社およびグループ企業の企業体質をリスクおよびリスクが顕在化した危機に強いものとするため、経営会議の下部機構として、リスクマネジメント委員会を設置する。リスクマネジメント委員会は、当社およびグループ企業の商品、資産、信用および関係者の生命、身体に重大な損害その他当社およびグループ企業の企業価値に負の影響を及ぼすおそれのあるリスクおよび危機に迅速かつ適切に対応するため、諸方策を決定・実施し、またその実施状況の把握・点検を行う。
- (4) 各業務運営組織は、定期的にリスクの洗出しを行い、重要リスクについて、損害の回避、移転、低減の対策プランを作成し、その顕在化に備える。
- (5) 危機が発生した場合には、関係する業務運営組織および総務・リスク管理部その他のリスク担当組織は、必要に応じて対策本部等を設置して、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議し、また取締役および執行役員の業務を監督する。
- (2) 取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括する。他の常勤の取締役は、取締役会長および執行役員による業務執行の監督を主たる任務とする取締役を除き、執行役員を兼任する。執行役員は、取締役会の授權に基づき、それぞれ分担して会社の業務を執行する。
- (3) 取締役たる役付執行役員で構成する経営会議は、会社の経営に関する基本的方針について協議し、会社の業務執行に関する重要事項を決定する。
- (4) 業務運営組織は、企画・事業支援部門、事業部門および生産部門に区分し、各部門には、部その他の組織をおく。各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理する。取締役たる役付執行役員は、担当する組織が所管する業務の執行に関して、経営会議主務者としてすべての組織を統括する。

- (5) 稟議規程の整備・運用により、経営会議、各執行役員の決裁範囲を明確にし、権限委譲を図る。

5. 株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社の監督については、関係会社監督規程に定めるところによる。関係会社の経営を担当する業務運営組織は、関係会社が属する区分に従い、同規程の基本方針に従い、必要事項を監督し、関係会社の経営状況を把握する。
- (2) 関係会社のうち会社に対しては、当社の経営支配力に影響を与える領域、当社の財政状態に直接の影響を与える領域、企業集団の競争力の根幹に影響を与える領域等に関する事項のすべてを監督し、子会社各社の事業内容、経営環境等に応じて、当該子会社において味の素グループ行動規範その他の当社の定める社規類が施行されること、即ち同旨の社規類を制定し、当該社規類の周知を図り、当該社規類が実効性あるものとして運用されている状態を定着させることを求める。
- (3) 重要な関係会社においては、対象会社における監査機能の強化および企業集団における業務の適正の確保のため、必要に応じ、会社法上の大会社に該当しない場合でも常勤の監査役を設置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助するのに必要なスタッフを配置する。
- (2) 監査役スタッフについては、監査役会が定める規則により、その権限を明確にし、取締役から独立して職務に専念できるよう、当該スタッフの評価は常勤監査役に抛り、人事異動および賞罰については、常勤監査役の同意を得ることとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損失を与えるおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- (2) 取締役は、監査役が業務運営組織で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出する等、監査役の職務執行に必要な協力をする。
- (3) 重要な使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じるほか、(1)の事実を発見し、かつ緊急の場合には、直接監査役に当該事実を報告することができる。
- (4) 取締役社長その他の取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社および関係会社における遵法およびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。

以 上

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲

(1) 連結子会社の数 93 社

主要な会社名

クノール食品(株)、味の素冷凍食品(株)、味の素製菓(株)、カルピス(株)、タイ味の素社、ブラジル味の素社、味の素ユーロリジン社

新規設立により味の素アニマル・ニュートリション・グループ(株)及び味の素ノースアメリカ社を連結の範囲に含めております。

味の素アミノサイエンス社、味の素コーポレートサービス社、味の素ハートランド社及び味の素フードイングリーディエンツ社を清算により、連結の範囲から除外しております。なお、アメリカ味の素社を味の素ハートランド社に社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

(株)かつお技術研究所

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用の範囲

(1) 持分法適用の非連結子会社数 4 社

主要な会社名

シ・アユタヤ・リアルエステート社、エラワン・インダストリアル・ディベロップメント社

(2) 持分法適用の関連会社数 6 社

主要な会社名

味の素ゼネラルフーズ(株)、(株)J-オイルミルズ、日清味の素アリメントス社

(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社（(株)かつお技術研究所他）及び関連会社（アサヒカルピスビバレッジ(株)他）は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等

連結子会社のうち、ペルー味の素社ほか13社の決算日は12月31日であり、また、(株)ギャバンの決算日は2月末日であります。そのうち、13社は3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

持分法適用会社のうち、日清味の素アリメントス社ほか1社の決算日は12月31日であります。そのうち、1社は3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券（投資有価証券を含む）

その他有価証券

- ・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
- ・時価のないもの…主として移動平均法による原価法

2) デリバティブ等

時価法

ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、原則として特例処理を採用しております。

3) たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また、在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しており、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～20年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては当社及び国内連結子会社は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 退職給付引当金

当社及び主な国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

（追加情報）

当社は厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

厚生年金基金の代行部分返上に関し、当連結会計年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は22,842百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項を適用した場合に生じる利益の見込額は27,135百万円であります。

4) 役員退職慰労引当金

役員等の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社の一部は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は平成19年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、制度適用期間に対応する退職慰労金は退任時に支給することとしております。

5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

6) 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の処理に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、原則として特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建関係会社株式・出資金の取得に係る予定取引及び売却取引
金利スワップ	借入金支払利息

③ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社において、デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、主として金額的に重要でかつ取引が個別に認識できる一部の取引について、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象との重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の事後評価を省略しています。また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しています。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見られる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

1) 消費税等の会計処理方法

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。なお、未収消費税等は流動資産の「その他」に、未払消費税等は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、味の素㈱を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

3) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

5. 表示方法の変更

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「為替差損」（当連結会計年度は7百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」（前連結会計年度は182百万円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」（前連結会計年度は1,356百万円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

6. 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりです。

建物及び構築物	217 百万円（簿価）
土地	499 〃（ 〃 ）
その他	211 〃（ 〃 ）
計	<u>928 百万円</u>

担保付債務は次のとおりです。

買掛金、長期借入金及び1年内 返済予定の長期借入金	144 百万円
------------------------------	---------

2. 偶発債務

連結会社以外の会社及び従業員の 金融機関からの借入等に対する保証	323 百万円
信用状がなく、輸出手形保険の 付保のない輸出手形割引残高	493 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 受取保険金

「受取保険金」の主なもの、東日本大震災による被害に対応する受取保険金 3,225 百万円及びタイ国における洪水による被害に対応する受取保険金 1,969 百万円です。

2. 減損損失

当連結会計年度において、減損損失を計上した主な資産は以下のとおりです。また、この他に 702 百万円の減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
茨城県神栖市	遊休資産	土地

当社グループは、主として、経営管理の基礎をなす管理会計上の事業区分により資産のグルーピングを行っております。また、重要な遊休資産及び賃貸資産は個別の物件ごとにグルーピングしております。

茨城県神栖市にある遊休資産につきましては、帳簿価額に比して時価が下落していることから、当連結会計年度中に土地の一部を売却した売却価額相当額まで減額いたしました。計上した減損損失額は404百万円です。

3. 災害による損失

「災害による損失」の主なもの、タイ国における洪水に伴う損失 2,469 百万円及び東日本大震災に伴う損失 1,197 百万円です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	普通株式
当連結会計年度末株式数	678,980,654 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 23 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式に関する事項

配当金の総額	5,582 百万円
1 株当たり配当額	8 円
基準日	平成 23 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 23 年 6 月 30 日

平成 23 年 11 月 4 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式に関する事項

配当金の総額	5,413 百万円
1 株当たり配当額	8 円
基準日	平成 23 年 9 月 30 日
効力発生日	平成 23 年 12 月 2 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 24 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式に関する事項

配当金の総額	5,413 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	8 円
基準日	平成 24 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 24 年 6 月 29 日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、調達コストとリスク分散の観点による直接金融と間接金融のバランス、及び長期と短期のバランスを見ながら、コマーシャル・ペーパーや普通社債及び金融機関からの借入等による資金調達を行うこととしております。資金運用については預金等、安全性の高い金融商品に限定しております。デリバティブ取引は、後述するリスクのヘッジを目的としており、投機目的では行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにも晒されておりますが、主に先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、主に先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金及びグループ会社への貸付金等に係る金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門又は営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、原則として格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約又は通貨スワップを利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、原則として半年を限度として、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての資産又は負債に対する先物為替予約を行っております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金等に係る金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に基づき、財務部門が取引を行っております。また、定期的に取引実績を、財務部門所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主な国内連結子会社は、連結有利子負債の削減及び参加会社における流動性リスク低減のため、キャッシュマネジメントシステムを導入しております。当該システム参加会社の流動性リ

スクについては、手許流動性を一定水準に維持するとともに、継続的にコミットメントラインを設定することで管理しております。また、主な海外連結子会社においても、会社毎に手許流動性を一定水準に維持するなどにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	149,913	149,913	—
(2)受取手形及び売掛金	206,952	206,952	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	19,311	10,774	△8,537
その他有価証券	29,565	29,565	—
資産計	405,742	397,205	△8,537
(1)支払手形及び買掛金	112,965	112,965	—
(2)短期借入金	17,790	17,790	—
(3)1年内返済予定の長期借入金	4,406	4,406	—
(4)社債	69,990	72,154	2,163
(5)長期借入金	34,847	36,669	1,821
負債計	240,000	243,985	3,985
デリバティブ取引(※)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	917	917	—
デリバティブ取引計	917	917	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
関係会社株式	
非上場株式	33,267
其他有価証券	
非上場株式	2,243
非上場国内債券	0
マネー・マネジメント・ファンド等	518
合計	36,028

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	894円58銭
1株当たり当期純利益金額	61円27銭

重要な後発事象に関する注記

1. 特定子会社株式の譲渡

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるカルピス株式会社（開示内閣府令第19条第10項に定める特定子会社に該当、以下、カルピス社）の全株式をアサヒグループホールディングス株式会社（以下、アサヒGH社）に譲渡することを決議いたしました。

(1) 株式の譲渡の理由

当社は、2011-2013年中期経営計画において、コア事業領域である「調味料・食品」と「先端バイオ・ファイン」関連に経営資源を集中し、事業の「成長と構造強化」を推進し、「確かなグローバルカンパニー」になることに向かっています。

グループ会社のカルピス社は、1917年に設立され、「カルピス®」に代表される日本初の乳酸菌飲料を基軸とした事業展開を行っております。

当社は、1990年に、カルピス社の筆頭株主となり、2007年10月に同社の発行済み株式の100%を取得し経営統合をおこない、飲料事業の海外展開の加速、調達・物流等の機能部門のシナジーを図りながら業容を拡大してまいりました。

このような中、当社は、2012年1月アサヒGH社からカルピス社株式譲渡についての正式提案を受け検討に入りました。

アサヒGH社は、飲料事業をグループの中核事業として成長を図り、その中でカルピス社を重要な柱として拡大させたいとし、また同社の90年以上にわたる企業文化、「カルピス®」ブランド、乳酸菌・微生物活用技術、そして人材を高く評価しております。更には、カルピス社はかねてより、アサヒGH社傘下のアサヒ飲料株式会社と自販機飲料事業を共同で行っており、相互の信頼関係を築いてきております。

このような背景を踏まえ、当社は、アサヒGH社へのカルピス社株式譲渡が、当社のコア事業に集中する経営計画の実現と、カルピス社の更なる長期的成長に合致すると判断し、契約締結を決定いたしました。

(2) 当該子会社の概要

① 会社名	カルピス株式会社
② 発行済株式総数	73,936,871株
③ 事業内容	飲料、健康機能性飲料・食品、乳製品、酒類、飼料添加物等の製造および販売ならびにその他の事業活動

(3) 当該子会社株式譲渡の概要

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 株式譲渡期日 | 平成 24 年 10 月 1 日 (予定) |
| ② 譲渡株式数 | 73,936,871 株 (保有全株式) |
| ③ 譲渡価額 (予定) | 約 1,200 億円 (*) |
- (*) 当該金額は、株式譲渡の実行 (クロージング) 日までにカルピス社が当社に対して行う剰余金の配当やクロージング時におけるカルピス社グループの現預金・運転資本等の状況により、調整が行われます。
- | | |
|------------|---------------------|
| ④ 譲渡後の持分比率 | 譲渡後 1% (譲渡前 100.0%) |
|------------|---------------------|

(4) セグメント情報の開示において当該子会社が含まれる区分の名称 国内食品事業

2. 会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上および資本効率の改善を目的としております。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 50 百万株 (上限) |
- (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.39% (※))
- | | |
|--------------|--|
| ③ 株式の取得価額の総額 | 500 億円 (上限) |
| ④ 取得期間 | 平成 24 年 5 月 9 日から平成 25 年 1 月 21 日まで |
| ⑤ 取得方法 | 信託方式による市場買付 |
| ⑥ その他 | 本件により取得した自己株式については、会社法第 178 条の規定に基づく取締役会決議により、全て消却する予定であります。 |

※平成 24 年 3 月 31 日時点発行済株式総数 (自己株式を除く) 676,682,345 株

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法

ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50 年

機械装置 4～17 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社は厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は22,842百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項を適用した場合に生じる利益の見込額は27,135百万円であります。

(3) 役員退職慰労引当金

役員等の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は平成19年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、制度適用期間に対応する退職慰労金は退任時に支給することとしております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態の実情を勘案し、必要額を見積計上しております。

(5) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上しております。

(6) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(7)環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の処理に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(8)災害損失引当金

東日本大震災により損傷を受けた設備の復旧費用の支出等に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理に拠っております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、原則として特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建関係会社株式・出資金の取得に係る予定取引及び売却取引
金利スワップ	借入金支払利息

(3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、金額的に重要でかつ取引が個別に認識できる一部の取引について、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象との重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の事後評価を省略しています。また、特例処理に拠っている金利スワップについては、有効性評価を省略しています。

8. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

9. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

前事業年度において損益計算書の特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」（前事業年度は5百万円）、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」（前事業年度は70百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において特別損失に区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」（当事業年度は4百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

他の会社及び従業員の金融機関等からの
借入に対する保証 1,129 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	84,546	百万円
長期金銭債権	5,410	百万円
短期金銭債務	182,980	百万円
長期金銭債務	295	百万円

3. 特許権

特許権には、商標等が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高		
売上高	88,464	百万円
営業費用	503,985	百万円
営業取引以外の取引による取引高	33,491	百万円

2. 受取保険金

当事業年度において、東日本大震災による被害に対する受取保険金を1,546百万円及び台風等による被害に対する受取保険金を372百万円計上しております。

3. 減損損失

当事業年度において、減損損失を計上した主な資産は以下のとおりです。

また、この他に161百万円の減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
茨城県神栖市	遊休資産	土地

当社は、主として、経営管理の基礎をなす管理会計上の事業区分により資産のグルーピングを行っております。また、重要な遊休資産及び賃貸資産は個別の物件ごとにグルーピングしております。

茨城県神栖市における遊休資産については、帳簿価額に比して時価が下落していることから、当事業年度中に土地の一部を売却した売却価額相当額まで減額いたしました。計上した減損損失額は404百万円です。

4. 災害による損失

当事業年度において、東日本大震災による損失を計上しており、概要及び内訳は下記のとおりです。また、この他に台風被害による損失を66百万円計上しております。

設備に対する被害について

当社の建屋及び設備等に被害がでており、損失額は460百万円です。

その他の特別損失

関連する経費の支出等を計上しており、計上額は294百万円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類

当事業年度末株式数

普通株式

2,298,309株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有価証券評価損	8,509	百万円
棚卸資産評価損	304	百万円
貸倒引当金	1,173	百万円
減価償却資産等	1,218	百万円
未払賞与	2,268	百万円
未払事業税等	156	百万円
期間費用	496	百万円
投資損失引当金	4,857	百万円
退職給付引当金等	15,594	百万円
減損損失	3,518	百万円
繰越欠損金	2,226	百万円
その他	41	百万円
繰延税金資産小計	40,360	百万円
評価性引当額	△24,583	百万円
繰延税金資産合計	15,776	百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△4,393	百万円
事業再編による子会社株式	△1,316	百万円
その他有価証券評価差額金	△707	百万円
繰延税金負債合計	△6,416	百万円

繰延税金資産の純額 9,361 百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降に解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が612百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が737百万円、その他有価証券評価差額金が125百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車、情報機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しているものがあります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	クノール食品㈱	直接 100%	同社の製品を当社 が購入及び販売	資金の借入 (注2)	—	短期 借入金	12,521
	味の素 冷凍食品㈱	直接 100%	同社の製品を当社 が購入及び販売	製品の購入等 (注1) 資金の貸付 (注2)	105,220 —	買掛金 短期 貸付金	18,521 15,750
	味の素アニマ ル・ニュートリシ ョン・グループ㈱	直接 100%	同社が当社に技術 ライセンス料等を 支払	事業譲渡(注3) 譲渡資産合計 譲渡対価	29,058 29,058	— —	— —
	味の素エンジ ニアリング㈱	直接 100%	当社が同社にエン ジニアリングサー ビスを委託及び製 造設備を購入	有形固定資産の 購入等 (注4)	5,819	未払金	6,232
	味の素ファイン テクノ㈱	直接 100%	同社の製品を当社 が購入	資金の借入 (注2)	—	短期 借入金	14,631
	タイ味の素社	直接及び 間接所有 78.7%	同社の製品を当社 が購入、役員の兼任	資金の借入 (注5)	—	短期 借入金	15,515
	カルビス㈱	直接 100%	同社の製品を当社 が購入及び販売、役 員の兼任	製品の購入等 (注1) 資金の借入 (注2)	99,970 —	買掛金 短期 借入金	14,101 34,080
	関連 会 社	味の素ゼネラル フーズ㈱	直接 50.0%	同社の製品を当社 が購入及び販売、役 員の兼任	製品の購入等 (注1)	138,237	買掛金
	㈱Jーオイル ミルズ	直接 27.3%	同社の製品を当社 が購入及び販売	製品の購入等 (注1)	53,318	買掛金	9,621

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 製品の購入については、当社が総発売元となっており最終販売価格を基礎として、契約により価格を決定しております。
- (注2) 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュマネジメントシステムを導入しており、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 事業譲渡については、当社の方針に基づいて飼料用アミノ酸を含む動物栄養事業を事業分割し、譲渡したものであり、譲渡対価は合理的に算定した価格に基づいて決定しております。
- (注4) 有形固定資産の購入等については、味の素エンジニアリング㈱の原価ならびに市場価格を勘案して、契約により価格を決定しております。
- (注5) 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

なお、取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	651 円 86 銭
1 株当たり当期純利益金額	27 円 81 銭

重要な後発事象に関する注記

1. 特定子会社株式の譲渡

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるカルピス株式会社(開示内閣府令第19条第10項に定める特定子会社に該当、以下、カルピス社)の全株式をアサヒグループホールディングス株式会社(以下、アサヒGH社)に譲渡することを決議いたしました。

(1) 株式の譲渡の理由

当社は、2011-2013年中期経営計画において、コア事業領域である「調味料・食品」と「先端バイオ・ファイン」関連に経営資源を集中し、事業の「成長と構造強化」を推進し、「確かなグローバルカンパニー」になることに向かっています。

グループ会社のカルピス社は、1917年に設立され、「カルピス®」に代表される日本初の乳酸菌飲料を基軸とした事業展開を行っております。

当社は、1990年に、カルピス社の筆頭株主となり、2007年10月に同社の発行済み株式の100%を取得し経営統合をおこない、飲料事業の海外展開の加速、調達・物流等の機能部門のシナジーを図りながら業容を拡大してまいりました。

このような中、当社は、2012年1月アサヒGH社からカルピス社株式譲渡についての正式提案を受け検討に入りました。

アサヒGH社は、飲料事業をグループの中核事業として成長を図り、その中でカルピス社を重要な柱として拡大させたいとし、また同社の90年以上にわたる企業文化、「カルピス®」ブランド、乳酸菌・微生物活用技術、そして人材を高く評価しております。更には、カルピス社はかねてより、アサヒGH社傘下のアサヒ飲料株式会社と自販機飲料事業を共同で行っており、相互の信頼関係を築いてきております。

このような背景を踏まえ、当社は、アサヒGH社へのカルピス社株式譲渡が、当社のコア事業に集中する経営計画の実現と、カルピス社の更なる長期的成長に合致すると判断し、契約締結を決定いたしました。

(2) 当該子会社の概要

①会社名	カルピス株式会社
②発行済株式総数	73,936,871株
③事業内容	飲料、健康機能性飲料・食品、乳製品、酒類、飼料添加物等の製造および販売ならびにその他の事業活動

(3) 当該子会社株式譲渡の概要

①株式譲渡期日	平成24年10月1日(予定)
②譲渡株式数	73,936,871株(保有全株式)
③譲渡価額(予定)	約1,200億円(*)
	(*)当該金額は、株式譲渡の実行(クロージング)日までにカルピス社が当社に対して行う剰余金の配当やクロージング時におけるカルピス社グループの現預金・運転資本等の状況により、調整が行われます。
④譲渡後の持分比率	譲渡後－% (譲渡前 100.0%)

2. 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上および資本効率の改善を目的としております。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 50百万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合7.39%（※）） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 500億円（上限） |
| ④ 取得期間 | 平成24年5月9日から平成25年1月21日まで |
| ⑤ 取得方法 | 信託方式による市場買付 |
| ⑥ その他 | 本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づき取締役会決議により、全て消却する予定であります。 |

※平成24年3月31日時点発行済株式総数（自己株式を除く） 676,682,345株